

## 学校と地域の融合教育研究会プログラム研究開発委員会規約

### 1 委員会の設置目的

融合プログラムの収集及び調査・研究を行い、それに基づき新たな融合プログラムを開発し、その情報を発信して普及・啓発に努め、融合の実践化をすすめることで、教育改革を促進する。

### 2 委員会の業務

- 1 融合教育のプログラム研究開発のための学習会の開催
- 2 融合プログラムの収集、分析とそれを収録した資料集の発行
- 3 融合教育に関する論文などの収集とそれを掲載した年報の発行
- 4 会員への研究成果情報の発信
- 5 融合活動の実践化の支援

### 3 委員

学校と地域の融合研究会会員をもって委員とする。委員は、本人が希望する参加形態により、委員会に常時出席する「委員」と、遠距離等のため委員会には出席しないが研究開発活動については融合研ML上で意見交換を行う「メール委員」の二種類とする。

### 4 委員会の組織構成

委員長(1) 副委員長(1) 委員  
メール委員

### 5 委員会議

会議は、原則として2ヶ月に一度開催する。学習会を兼ねる。

### 6 メールによる研究・開発活動

融合活動の分析、新たなプログラム開発などの研究活動を、全委員参加のもと、融合研ML上や会報で、全会員に公開した状態で常時行う。

### 7 研究開発活動の成果の公開

研究開発活動の成果は、融合研HP上や会報で公開する。そのおり、研究開発者の著作権は、原則融合研に帰属するものとする。著作権についての疑義が生じた場合は、委員会議及び融合研役員会で協議して決めることとする。

### 8 その他

その他必要なことは委員会議で決定する。

2004年8月21日の融合研総会における規約の改正とともに制定

2006年9月10日の融合研役員会における規約の改正とともに制定実施